

静岡県公安委員会公文規程

(昭和 35 年 11 月 1 日静岡県公安委員会規程第 4 号)

改 昭和 50 年 3 月 20 日県公委規程第 1 号 平成元年 3 月 31 日県公委規程第 1 号

正 平成 14 年 3 月 20 日県公委規程第 2 号 平成 22 年 12 月 9 日県公委規程第 10 号

(この規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公文の種類、書式、施行等について必要事項を定めるものとする。

(公文の種類別)

第 2 条 公安委員会の公文の種類別は、次のとおりとする。

- (1) 規則 公安委員会が、その権限に属する事務に関し、法令又は条例の特別の委任に基づいて制定するもの
- (2) 告示 公安委員会が、その権限に属する事務に関し、法令又は条例に基づいて管内の全部又は一部に公示するもの
- (3) 指令 公安委員会が、その権限に属する事務に関し、特定の個人又は団体に対して、許可し、指示し、又は命令するもの
- (4) 規程 公安委員会が、規則をもって制定する事項以外の事項について制定するもの
- (5) 公告 告示以外で、公安委員会がその事務に関し、管内の全部又は一部に公示するもの
- (6) 一般文書 前各号に掲げるもののほか、公安委員会又は公安委員会委員長の発するもの

(書式)

第 3 条 公文の書式は、別に定めのあるもののほか、公文書式（別記様式）によるものとする。

(施行の手續)

第 4 条 規則、告示、指令及び規程は、その種別に従って暦年ごとに一連番号を付し、公安委員会公文書登録簿に登録するものとする。

(公告式)

第 5 条 公文のうち部外に公表を要するものは、静岡県公告式条例（昭和 25 年静岡県条例第 48 号）の定めるところにより、静岡県公報に登載するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 35 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に効力を有する公安委員会訓令は、この規程に定める規程とみなす。

附 則(昭和 50 年 3 月 20 日県公委規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日県公委規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 20 日県公委規程第 2 号)
この規程は、平成 14 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 9 日県公委規程第 10 号)
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

別紙略